

文部科学省 生涯学習政策局
社会教育課 御中

財団法人私立大学通信教育協会
理事長 高橋 陽一

図書館司書及び博物館学芸員に関する授業科目についての意見

去る8月20日には、私ども財団法人私立大学通信教育協会に、社会教育法、図書館法及び博物館法の一部改正に伴う図書館司書及び博物館学芸員の授業科目の見直しについてご説明をいただきまして、心より御礼いたします。

法令改正の趣旨についていただきました資料とあわせて、協会加盟61大学に送付して周知するとともに、意見提出を依頼いたしました。

これをふまえて、大学通信教育の特性に鑑みて、ご説明をいただいた際に申し上げたとおり、次の2点について改めてご検討をいただきたく存じます。

(1) 通信教育での早急な実施準備の懸念

平成22年4月に向けて新設科目や単位増加科目について、各大学は省令改正の平成21年3月からの短期間で教科書をつくることになり実施準備には大きな支障があります。

(2) 社会人学生の負担への配慮

新設科目や単位増加科目には演習や実技実習的な内容が求められるものが見受けられ、社会人学生にとってはスクーリング単位数の増加が大きな負担となります。

さらに、加盟校より提示された意見として、下記に要約を記しました。大学通信教育では図書館司書及び博物館学芸員の養成に貢献し、現在も多くの社会人学生が励んでおります。なにとぞ実情をご理解の上、ご検討いただければ幸いです。

記

各大学から提示された意見の概要

○ 改正省令の適用時期(平成22年度入学者から適用)について

教育職員免許法改正等のカリキュラム改正や大学におけるカリキュラムの改正は、適用時期の1年次入学生から、この学年の進行に合わせて、適用していくことが多いが、図書館司書及び博物館学芸員の改正省令の適用については、どのような扱いとなるか。

1. 大学への入学形態からは、①1年次入学、②編入学、③科目等履修生があり、これらの入学形態

をふまえ、「平成 22 年度入学者」を明確にする必要がある。

2. 平成 22 年度入学者から適用の場合、平成 22 年度 1 年次入学者に限定しての適用であれば、この学年進行に合わせて、4 年間をかけてカリキュラムを整備していけばよいことになり、比較的、準備期間に余裕があることになる。ただし、短期大学で司書資格取得といった場合は、2 年間の中で整備しなければならないことになる。

3. 平成 22 年度入学者から適用の場合、平成 22 年度入学者には、平成 22 年度編入学生や科目等履修生も含むこととなるか。この場合、平成 22 年度に改正後のカリキュラムが整備されていなければならないことになり、1 年間という短い期間での準備が必要となり、大学にとって極めて大きな負担を強いられることになる。特にテキストによる学習を主とする通信教育課程にとって、短期間でのテキスト作成が、果たして可能かどうか懸念される。また、編入学は、途中学年（過学年）への入学である。たとえば、平成 22 年度の 3 年次編入学生は、平成 20 年度 1 年次入学生の学年に入学することになる。したがって、平成 22 年度編入学生も改正省令が適用されるとなれば、同学年でありながら、改正前の省令適用の学生と改正後の省令適用の学生が混在し、混乱を招くと考えられる。

○ 図書館司書関連の年次進行について

平成 8 年の省令改正では法施行規則の附則において、施行日（平成 9 年 4 月 1 日）以前に旧規則の規程により司書の講習を修了した者は改正後の規則において修了した者とみなし、また旧規則で一部の科目の単位を修得している場合は、施行日から起算して 3 年間は新規則における相当科目についての単位を修得したものとみなすとなっていた。前回と同様の対応となった場合、在学生の一部は入学時に提示しているカリキュラムが在学中に変更となり、特に図書館司書資格関連科目の一部を大学の卒業要件として認めている場合、混乱が生じることが予想される。また通信教育課程はその学習方法に鑑み、長期の在学を認めていることから（本学の場合は最大 1 2 年）、時間をかけて地道に取り組んでいる学生にとって不利益となるおそれがある。以上のことから、新規則の適用は施行日以降に入学した者に限定し、施行日以前に入学した者については、入学時に提示している旧規則の規程において司書の講習を修了することで改正後の規則において修了したものとみなすという解釈に統一することを希望する。

○ 通信教育課程における図書館司書資格及び博物館学芸員資格取得方法への配慮

1. 大学通信教育課程においては、大学既卒者（司書資格の場合は短大既卒者も含む）が司書資格や学芸員資格の取得を目的として入学するケースが多くある。すでに大学を卒業しているので、単位的に 1 年間での単位修得、資格取得が可能として開設している。したがって、改正省令がどのように適用されるかによるが、平成 22 年度に全ての新規科目が準備されていなければならないのではないかと、極めて短い準備期間となるのではないかと、テキスト作成等新規科目の開設が準備できなければ、1 年間で資格取得という募集を一時的に中止せざるを得ない状況となるのではないかと懸念される。適用時期や経過措置、移行措置において、この点にも配慮いただきたい。

2. 本学の大学通信教育課程においては、大学既卒者について、上記のように 1 年間で資格が取得できるとしているが、これは最短の場合であって、学生によっては、自分のペースで少しずつ学習し、数年をかけて資格を取得する者もいる。したがって、改正前に修得した科目の扱いについて、ある程度の移行期間が設定されるなど、配慮いただきたい。

○ 継続学習の考え方について

「教育職員免許法」では、単位修得が完了しなかった場合、卒業後継続して学習（科目等履修生等

として)を行えば旧法の適用が受けられるが、「図書館司書」・「博物館学芸員」では、現行の法令適用の有効期限は何時までなのか。

○ 授業科目増の学生負担について

本学では、通信教育課程並びに通学課程共に必修科目 11 科目 22 単位と選択科目 2 科目 4 単位の計 13 科目 26 単位を図書館司書資格取得に必要な単位として設定している。ただし、上記現行の課程において、スクーリングを必要とする演習授業 2 科目（レファレンスと情報検索の各演習は 1 科目として合併開講）に対して、新課程においては演習科目が 4 科目となり、設定単位数も各 2 単位となる。通常の講義科目の単位数が増加することでも社会人学生には負担増であり、私立大学通信教育協会からも指摘があるとおり、「社会人学生にとってスクーリング単位数の増加は、大きな負担となる」ばかりか、スクーリングの受講がネックとなり資格取得を断念する学生も見受けられる。とりわけ、スクーリングの受講が増えることは、「教育振興基本計画（平成 20 年 7 月 1 日閣議決定）」（抜粋）に謳われている第 3 章（3）基本的方向ごとの施策の④「いつでもどこでも学べる環境をつくる」に矛盾しているのではないか。

○ 専門職養成のカリキュラムのあり方

専門職として位置づけるのであれば（需要と供給のバランスが著しく乖離しているので）、カリキュラムをもっと細分化して対応することも必要ではないか。

○ 質向上の要請への対応の必要性について

今回の法改正の主旨は、同資格の質の向上を目指すものと思われる。通信教育においても、在籍する学生の特性（社会人等）があるとしても、同様の資格レベルの維持・向上や教育の質保証という要請は応える必要がある。

○ 図書館特論について

「図書館特論」が各大学の特色を生かした内容となっているが、基準を明確にして欲しい。

○ 通信教育についての意見聴取の要望について

これまで、通信教育においてもこれらの資格者の養成の実績を重ねてきたが、そのカリキュラム変更について、決定後に意見を聴くのは如何なものか。検討の過程で、十分な趣旨説明の上、現場の意見を聴くべきである（公聴会等）。